

DRUG

INFORMATION



2012 No. 9

平成24年3月29日発行

薬剤師による TDM 対象薬剤に関連した
検体検査オーダーおよび処方オーダーの実施について

岐阜大学医学部附属病院・薬剤部
医薬品情報管理室
(内線 7083)

※ Drug Information は医学部・附属病院 HP の下記アドレスにて提供しています。
<http://www1.med.gifu-u.ac.jp/web/drug-info/>

電子メールによる連絡を希望される方は下記までご連絡下さい。
di8931@gifu-u.ac.jp (担当：安田)

薬剤師による TDM 対象薬剤に関連した 検体検査オーダーおよび処方オーダーの実施について

Therapeutic Drug Monitoring (TDM) は治療域の狭い薬剤や個人差の大きい薬剤の適正使用を目的に実施されています。多くの患者は適切に管理できていますが、なかには薬物血中濃度が著しく変動する症例があり迅速な対応が求められる場合があります。これまでは、緊急時には医師へ直接連絡し対応をお願いしていましたが、一方で医師と連絡が取れないために対応が遅れる場合があります。

このような状況を受け、薬剤部から、薬剤師による検査オーダーおよび処方オーダーについて要望し、医療安全委員会、薬事委員会、情報セキュリティ委員会で検討を重ねた後、科長会議で承認が得られました。

これにより、医師と連絡が取れないために、患者への対応が遅れ治療を妨げるような事態を回避することが可能になります。詳細な運用を別紙（情報セキュリティ委員会および科長会議にて承認済）に示しますが、医師と連絡が取れない場合および緊急な対応が必要な場合に限り、薬剤師が以下の業務を実施します。

①TDM 対象の薬剤に限定して検査オーダー、処方オーダーを行う。

②検体検査オーダーは解析に必要な項目（BUN、CRE、AST、ALT のみ）のオーダーを行う。

また、薬剤師が検査オーダーおよび処方オーダーを実施した場合は、カルテの記載だけでなく継続指示にも採決時間や処方内容を記録しますので看護師をはじめ医療スタッフの方にも確認いただき診療に従事していただきますようお願い致します。

本業務は **4月2日（月）** より開始します。なお、本件につきまして貴下職員にご周知いただくとともに、ご理解とご協力をお願いします。ご不明な点につきましては、感染制御専門薬剤師・丹羽隆（PHS6961）までご連絡ください。

TDM 対象薬剤に関連した検査オーダーおよび処方オーダーの薬剤師実施時の運用

1) 検体検査オーダーおよび処方オーダーを行うことができる薬剤師

- ・ 3 年以上の TDM 業務の経験を有する薬剤師。
- ・ 医療情報セキュリティ委員会へ申請を行い、登録された者。
(担当薬剤師を変更あるいは追加する場合は、医療情報セキュリティ委員会へその都度申請を行う。)
- ・ 登録期間はアカウント有効期限の更新手続きに基づく。

【今回申請する薬剤師】

今回申請する薬剤師は以下の 5 名とする。

1. 丹羽 隆 (感染制御専門薬剤師、抗菌化学療法認定薬剤師、Infection control doctor)
2. 鈴木 昭夫 (抗菌化学療法認定薬剤師)
3. 小森 善文 (TDM 業務 3 年以上)
4. 今西 義紀 (TDM 業務 3 年以上)
5. 大森 智史 (TDM 業務 3 年以上)

2) 薬剤師が行う業務範囲と運用

2)-1 検体検査オーダー

2)-1-1 薬剤師が行う検査オーダーの範囲

- ・ 対象薬剤は TDM 対象の薬剤とする。
- ・ 採血項目は解析を行うために必要な AST、ALT、CRE、BUN とする。
- ・ 継続指示欄への検査内容および採血時間の入力。

2)-1-2 薬剤師が検体検査オーダーを行う場合の具体的な対応

- ・ 原則として、医師へ検体検査オーダーの依頼を行うが、医師との連絡がとれない場合あるいは緊急性を要する場合において薬剤師が検査オーダーの入力を行う こととするが、その場合は、病棟医長等の責任医師へ連絡を行う。
- ・ 検体検査オーダーを行う場合は、必ずダブルチェックによる確認を行う。
- ・ 検体検査オーダーを行った場合の主治医への連絡はカルテへの登録による連絡で可とするが、必ず検査の種類を入力する。
- ・ 1 回に行う検体検査オーダーは 1 回分を限度とし、2 回目以降のオーダーについては検査スケジュールを示して医師へオーダーを依頼する。
- ・ 検体検査オーダーを行った場合は、担当病棟看護師にその旨を連絡するとともに検査内容および採血時間を継続指示欄へ入力する。

2)-2 処方オーダー

2)-2-1 薬剤師が行う処方オーダーの範囲

- ・ 対象薬剤は TDM 対象の薬剤とする。
- ・ 継続指示欄への薬品名および用法用量の入力。

2)-2-2 薬剤師が処方オーダーを行う場合の具体的な対応

- ・ 原則として、医師へ処方オーダーの依頼を行うが、医師との連絡がとれない場合あるいは緊急性を要する場合において薬剤師が処方オーダーの入力を行う こととするが、その場合は、病棟医長等の責任医師へ連絡を行う。ただし、GFR が 30mL/min 未満と考えられる腎障害のある患者や AST および ALT が施設基準値の 2.5 倍を超える肝障害のある患者に対する処方については、医師と協議し同意を得た後にオーダーを行う。
- ・ 処方オーダーを行う場合は、必ずダブルチェックによる確認を行う。
- ・ カルテには、処方内容および設定根拠を記録する。また、添付文書用量を逸脱して使用する場合には、患者説明の実施、予測される副作用、次の検査実施日を記録し依頼を行う。
- ・ 1 回に行う注射薬処方オーダー日数は 1 日を限度とし、2 日目以降のオーダーについては投与計画を示して医師へオーダーを依頼する。内服薬処方オーダーは 3 日分を限度とし、4 日目以降のオーダーについては投与計画を示して医師へオーダーを依頼する。
- ・ 処方オーダーを行った場合の主治医へ連絡はカルテへの登録による連絡で可とするが、必ず処方内容を入力する。
- ・ 処方オーダーを行った場合は、担当看護師にその旨を連絡するとともに継続指示欄へ開始（変更）する薬品名および用法・用量を入力する。